

令和7年度 佐野市結婚新生活支援補助金チェックリスト

結婚新生活支援補助金とは、良好な住環境で新生活をスタートできるように新婚の方へ、新居の住宅費用や引越費用に対して、最大30万円（ふたりとも29歳以下の場合には最大60万円）を交付する制度です。

1. 対象者

下記の（1）～（8）のすべてに該当する

- （1）申請する時に、夫婦ともに佐野市に住民票がある。
- （2）婚姻届が受理された時に、ふたりとも39歳以下である。
- （3）令和6（2024）年（1～12月）の所得が合わせて500万円未満である。
※所得証明書の年度切替の都合により、6月頃までは令和5（2023）年中の所得が対象になります。
- （4）3年以上居住する
- （5）他の家賃補助等を受けていない
- （6）世帯員全員に市税等の滞納がない
- （7）世帯員全員が暴力団関係者でない
- （8）過去にこの補助金を受けていない



なお、婚姻届が受理された期間が、令和7年1月1日～令和8年3月31日までの方が対象です。

2. 対象となる経費

下記の（1）～（3）のいずれかに該当する

- （1）住居費
 - ①住宅の購入費
※婚姻日から1年以内に取得したもの
 - ②アパート等の賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
※婚姻日から1年以内に契約したもので、駐車場代・クリーニング代・保険料等は対象外
- （2）リフォーム費用
婚姻に伴う住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
※婚姻日から1年以内に発注契約をしたもので、車庫や外構工事、家電購入は対象外
- （3）引越費用
新居へ引越しをするために、引越業者、運送業者等へ支払う費用
※婚姻日から1年以内に契約したもの



佐野市に住民票がある



いいえ

ふたりとも 39 歳以下



いいえ

所得があわせて 500 万円未満



いいえ

3 年以上居住すると誓約できる



いいえ

世帯員全員滞納がない



いいえ

世帯員全員暴力団関係者でない



いいえ

補助金を受けていない



いいえ



対象外です

対象です

結婚新生活支援補助金に関するお問合せ先

佐野市 こども政策課 こども政策係

栃木県佐野市高砂町1番地 (2階)

電話番号 0283-20-3002

E-mail kodomoseisaku@city.sano.lg.jp